

杉並区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月29日

杉並区長

岸本 聡子

杉並区規則第64号

杉並区会計事務規則の一部を改正する規則

杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号）の一部を次のように改正する。

第78条第1項に次の1号を加える。

(24) 平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付に要する経費

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。